

御船町農業委員会会議録

平成29年9月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 9 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 11 日 (月) 午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員 (19 名)

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席委員 20 番 荒木 崇 1 名 以上

議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

8 報告第 13 号合意解約の件について

9 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 藤野 浩之

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 27 年 6 月の総会を始めさせていただきます。20 番委員より欠席の連絡がありました。本日は 18 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会会議規則第 6 条に基づき委員さん 18 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 9 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。あらためまして皆さんこんにちは。先月までは、猛暑で大変暑い日々でしたが、9 月に入り朝夕が、過ごしやすくなって来ました。体調管理には十分注意してください。先月皆様方に通知してありました、今月の 28・29 日が鹿児島に研修ということで、1泊2日で行く計画でありますので、全委員参加をお願いいたします。それではさっそくではありますが、9 月の総会を始めます。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。6 番 田中委員 7 番 緒方委員を指名いたします。宜しくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 39 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。 議案第 39 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 29 年 9 月 11 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。議案書 3 条①の申請です。 物件の表示

大字〇字〇〇〇 △番 地目田 面積△m²。
大字〇字〇〇〇 △番 地目田 面積△m²。
大字〇字〇〇〇 △番 地目田 面積△m²
田 3 筆 計△m² 3 条所有権移転であります。
譲渡者の住所 氏名 大字〇△番地 〇〇 〇〇〇。
譲受者の住所 氏名 大字〇△番地 〇〇 〇〇。

②件目の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇△番△ 地目畑 面積△m²。
3 条所有権移転であります。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

③件目申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 △番 地目畑 面積△m²。
大字〇〇字〇〇〇 △番 地目畑 面積△m²。
以上 畑 2 筆 計△m²です。
3 条所有権移転であります。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇〇 〇〇
理由 3 条許可所有権移転です。3 件 6 筆、町許可分の申請です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。3 条申請で所有権移転 3 件 6 筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。譲渡人は、耕作ができないため小作人である譲受人へ農地の売買を相談したところ話が進み今回の申請に至っております。それでは、机上配布しております農地法第 3 条調査書に基づき説明いたします。第 2 項第 1 号（全部効率利用要件）につきましては、取得後は、水稻の栽培をする約束をされました。農機具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第 2 項第 4 号（常時従事）要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められます。第 2 項第 5 号（下限面積）要件につきましても、年間作業日数も 150 日以上であり認められ、取得後の面積も 50a 以上の農地を耕作しており御船町が定める下限面積を上

回っております。第2項第6号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第2項第7号地域との調和要件としても、田として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。

以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当委員の7番委員お願いいたします。

7 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。

全委員 はい、ごさいません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、②について説明いたします。譲受人が、管理できないということと、今後は御船町を離れると言うことで売買の話をしたところ話がすすみ、今回の申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続きタケノコの栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、16,721㎡であり下限面積を上回っております。第2項第6号転貸禁止要件についても自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号地域との調和は、畑(竹林)として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員9番委員から説明をお願いいたします。

- 9 番 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしく願います。
- 議 長 はい、ありがとうございました。3条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、願います。
- 議 長 竹林は、農地として認めることが出来るのですか？
- 事務局 はい、この件には、判例がありまして竹又は筍を採取している土地は農地であると認められております。
- 議 長 はい、ありがとうございました。
- 他にございませんか。
- 全委員 はい、ございません。
- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。
- この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③について要件等の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、では③について説明いたします。譲渡人が、耕作できないため近隣で耕作している譲受人へ相談したところ話がまとまり今回の申請に至っております。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き栗・露地野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、24,076 m²であり下限面積を上回っております。第2項第6号転貸禁止要件についても自らが耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。この地域担当委員は、9番委員願います。
- 9 番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。
- 議 長 只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。
- 全委員 はい、ございません。
- 議 長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第 40 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めます。
平成 29 年 9 月 11 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
4 ページをご覧ください。

議案書 (4 条) ①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△㎡

所有者の住所氏名

上益城郡〇〇町大字〇〇△番地

〇〇 〇〇

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 農家住宅 1 件の申請です。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。4 条の申請 1 件でした。事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 40 号 受付番号 1 番 〇〇 〇〇

実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。議案書 7 ページを確認ください。国道 443 号線のトンネルを通り〇〇町へ行く〇〇〇前の信号を右折し〇〇町の町道がありますそれを右折、約 300m 行ったところであります。現在は、農家住宅がございます。今回は、追認という事で申請が上がっております。

立地基準です。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は△㎡、今回の申請地は、役場より 2.0 km ほど離れており、東側を山林、西側を宅地、南側を道路、北側をため池・山林に囲まれている。申請者は昭和 49 年頃に豚舎・自宅などを建築し、現在まで利用しておりました。本来ならば、農地法の許可後に建築しなければならなかったのですが、何もせずに建築をしておりましたことから、今回、追認の申請ということで、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、

一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用であり、

問題ないと判断しました。

計画面積の妥当性は、田1筆△㎡を農家住宅にする計画であり、妥当と判断いたしました。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を農家住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水・排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6ページに記載してありますが、給排水計画ではありますが、給水に関しましては、上水道を利用する計画であります。雨水排水に関しましては、併設側溝へ放流。雑排水・汚水は合併浄化槽へ放流。被害防除計画としては、土地の境界にコンクリートブロック設置により土砂などの流失を予防する計画であります。8ページに配置図、排水計画図が記載してあります。顛末書を提出されております。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。担当委員18番委員説明をお願いいたします。

18番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第41号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、11ページをご覧ください。

議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のと

おり許可申請があったので、意見の決定を求める。
平成29年9月11日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。

議案書5条は、2件の申請がありました。

物件の表示①

大字〇〇字〇〇 地番 △ 地目 畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇 地番 △ 地目 畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地△

〇〇 〇〇

面積 2筆 △m²理由 5条許可所有権移転

転用目的 物置・車庫・駐車場

②物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△ 地目 畑

面積 △m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△番△号

〇〇〇〇株式会社 〇〇〇支店長 〇〇 〇〇

理由 5条賃借権設定県許可

転用目的 工事現場事務所・資材置場等です。

一時転用の申請であります。

以上農地法第5条所有権移転及び5条賃借権設定合計2件です。

議長 はい、ありがとうございます。2件3筆です。では、①番
の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第41号受付番号①番 〇〇 〇〇

場所に関しては、15 ページをご覧ください。場所につきましては、国道443号線〇〇から〇〇方面へ行く途中に〇〇〇という会社がありますそこから150m程行ったところに今回の申請地がございます。

立地基準です。

農地の区分ですが第2種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第2種農地にあたりと判断い

たしました。面積につきましては、 Δ ㎡であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で2.5 km位離れており、西側を国道、それ以外を農地に囲まれているが、隣接農地とは高低差がある。申請者は、農地法の許可が必要ということを知らずに、物置と車庫を5年前に建築してしまいました。そのようなことから、今回、追認という形になりましたが、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。

続きまして、一般基準です。資力及び信用は、現状のままで利用であり、事業に必要な資金については、問題ないと判断される。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のままで利用であり、工期については特に問題は無いと考える。計画面積の妥当性ですが、畑2筆 Δ ㎡の敷地に倉庫・物置・駐車場の計画であり、配置等について妥当であると判断する。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を倉庫・物置・駐車場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。雨水は、国道側溝への放流となり、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給水につきましては、駐車場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、砂利敷きで、オーバーフロー分は国道側側溝へ放流する計画であります。被害防除計画として、国道に土砂が流出しないように注意します。追認ということですので、始末書を提出していただいております。16 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は18 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。今回、現地確認していただきました20 番委員が、本日、所要のため欠席であるため、書面にて意見をいただいております、何ら問題は無いと判断されておられました。

議長 はい、ありがとうございました。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議長 意見等がございませんので、この件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、2の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、19ページをご覧ください。

議案第41号受付番号2番 ○○○○(株)

申請地の場所といたしましては、21ページに記載しております。○○の○○○橋を渡り県道御船甲佐線を○○小学校の方へ右折し、○○○の手前から右折し奥へ行ったところになります。○○○の工事の際に資材置場が必要となり11月末までの一時転用の申請であります。立地基準といたしまして、第2種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より2.5kmほど離れており、周囲は宅地に囲まれております。申請人は、○○○工事に伴い工事現場事務所が必要なため、地権者と交渉したところ、話が進み、今回、一時転用ということで、農地法第5条申請に至っております。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、

一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、損益計算書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年9月27日から平成29年11月30日までに工事を完了する予定でございます。

計画面積の妥当性ですが、畑1筆△㎡に工事現場事務所・資材置場等の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を工事現場事務所、資材置場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支

障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。

一時転用である場合には、その妥当性について、平成 29 年 11 月 30 日までに農地に復元することを確約しているため、問題ないと判断いたします。申請地周囲の同意はいただいております。給水計画につきましては、駐車場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、雨水は、自然浸透の計画であります。22 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 23 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員の、12 番委員説明をお願いいたします。

12 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。説明があった通りであります。この件に関しては、何ら問題はございません。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 42 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、24 ページをご覧ください。 議案第 42 号
農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 29 年 9 月 11 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分
ございません。今月は、再設定のみとなります。合計のみ読み
上げます。田の合計が、18,643 m²であります。畑・それ以外
の農地の設定はございません。次のページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

平成 29 年 9 月 11 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 9 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 229,732 m²、畑の累計は、28,295 m²。田畑合計で 258,027 m² となっております。所有権移転に関しましては、田 23,115 m² となっております。畑はございませんので累計は、23,115 m² です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長 ございませんか。それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、報告第 13 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、28 ページをご覧ください。

報告第 13 号 農地法第 18 号第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

平成 29 年 9 月 11 日提出 御船町農業委員会。

今月は、1 件の合意解約の届出がありました。29 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かございませんか。では、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、30 ページをご覧ください。

今月は 1 件非農地証明願が出ております。

申請者 ○○○郡○○町大字○○△番地

○○ ○○○

下記の土地は、昭和 27 年 10 月 20 日以前から宅地となっており、農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。

土地の所在

御船町 大字○○ 字○○ 地番 △ 面積△m²

御船町 大字○○ 字○○ 地番 △ 面積△m²

所有者 ○○ ○○○

合計 2筆 合計面積 △m²です。

場所につきましては、31 ページに記載しております。○○の集落の入ったところが今回の申請地であります。自宅に入る通り道にあたります。写真を載せております 32 ページです。手前細長い筆が△となります。奥の農地が△となります。△m²が宅地として使われておりました。区長の同意もいただいております。現地確認は 14 番委員、20 番委員で確認していただいております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。では、14 番委員意見をお願いいたします。

14 番 はい、只今説明があった通りでございます。屋敷のところでありますので何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今説明がございましたが、この案件につきまして、どなたかご意見はございませんか。

全委員 ごございません。

議 長 意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、事務局ございませんか。

事務局 ・農業委員先進地研修の件 参加の有無
・非農地申請 後期分
・来月の総会の案内
・報酬の件

議 長 研修は出来るだけ参加をお願いいたします。
これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

7 番

印